

霧島国分夏まつり運営に関するお願い

霧島国分夏まつりの交通規制区域内では下記の事項をお守りください。

①交通規制区域内では、自転車・車・バイク等の通行はできません。

これらを利用し来場される際は、指定の駐輪場へ保管してください。

②実行委員会では旭通りを露天商通りに指定し、関係機関への必要な許可申請を行った上で露店を出店しております。

なお、出店に関しては一元管理を目的として、鹿児島県出店商業協同組合へ一括委託しており新規の受付は行っておりません。

③住民の皆様におかれましては、個別で露店へ敷地などを貸し出す場合は、下記事項をご留意ください。

④交通規制区域内にて当該露店が起因し歩行者等に事故(ガス爆発など)があった場合、貸主も賠償責任を問われる場合があります。

⑤霧島国分夏まつりで、敷地内で露店等を出店される方々は、平成26年8月より条例にて施行されました『露店等の開設届出書』を、7日前までに霧島消防局長へ提出する必要があります。

⑥また霧島警察署からの指導により円滑な交通規制解除を実施(両日22時)する為に、敷地内であっても露店は21時までに営業を終了してください。

⑦実行委員会の許可無きドローンの使用は禁止します。